

## 品川区職員互助会補助金交付要綱

制定 昭和61年5月30日 区長決定

昭和61年6月要綱第26号

平成4年4月改正第13号

平成11年4月改正第23号

平成27年4月改正第52号

令和2年4月改正第105号

令和6年3月改正第157号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区職員互助会（以下「補助事業者」という。）に対し、品川区職員互助会員（以下「会員」という。）の福利厚生のために実施する事業の充実強化を図るため、品川区職員互助会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を規定し、もって相互共済制度の発展に寄与することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 補助金は、補助事業者が次の各号に掲げる事業を行うために要する経費のうち、予算の範囲内で区長が必要かつ相当と認めたものとする。

- (1) 元 気 回 復 事 業
- (2) 文 化 教 養 事 業
- (3) 保 養 宿 泊 事 業
- (4) 事 務 局 職 員 費
- (5) その他の福利厚生事業

### (交 付 額)

第3条 補助金の交付額は、次の各号の1に定めるとおりとする。

- (1) 品川区職員互助会規程第4条に定める会員（別表の団体等に勤務する会員、準会員は除く。）の毎年4月1日現在の給料月額総額に1000分の1.2を乗じた額と会員数に600円を乗じた額との合算額に12を乗じた額。
- (2) 前号に定めるものの外、前条各号に掲げる事業で、区長が必要かつ相当と認めた額。

2 前項の交付額について、年度途中で差額が生じる場合には、その差額を調整して交付するものとする。

### (交付予定額の通知)

第4条 区長は、補助事業者に対し、別記第1号様式により補助金の交付予定

額を通知する。

(交付申請)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期限までに別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、別記第3号様式による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 区長は、補助金の交付決定をした補助事業が、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号の1に該当するときは、別記第4号様式により補助金の変更申請書を事前に区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。

(3) 補助対象事業の全部もしくは一部を中止または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、事業の適正かつ円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し区長から報告を求められときは、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第12条 区長は、補助事業者が提出する報告もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合する処置をとるよう命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助対象事業終了後または会計年度終了後、速やかに別記第5号様式により補助対象事業の事業実績報告および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 交付すべき補助金の額は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれらに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(是正のための処置)

第15条 前条の調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2. 第12条の実績報告書は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(検査等)

第16条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について、検査をさせたとき、または報告を求めたときは、補助事業者は、これに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第18条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の

取り消しにかかる部分に関し既に補助金が交付されているとき、または、補助金事業者が交付の申請を撤回した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約金)

第20条 補助事業者は、前条に基づき、その返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95%の割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第21条 補助金の交付について必要な事項は、この要綱に定める外、区長室長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

1. 社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
2. 公益社団法人 品川区シルバー人材センター
3. 公益財団法人 品川区国際友好協会
4. 公益財団法人 品川文化振興事業団
5. 公益財団法人 品川区スポーツ協会
6. 品川区職員労働組合
7. 株式会社 品川都市整備公社
8. 品川区勤労者共済会
9. 荏原区民センター
10. 東大井区民集会所

第1号様式

第 号  
年 月 日

品川区職員互助会  
会長

様

品川区長

年度品川区職員互助会補助金の交付予定額について（通知）

品川区職員互助会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、年度の品川区職員互助会補助金の交付予定額を通知いたします。

下記により、交付申請願います。

記

1. 対象事業 品川区職員互助会補助金交付要綱第2条に規定する事業
2. 交付予定額
3. 申請書類 補助金交付申請書
4. 添付書類 予算書および事業計画書
5. 提出期限 年 月 日
6. 提出先 総務部人事課職員厚生係

以上

担当  
人事課職員厚生係  
内線

第2号様式

第 号  
年 月 日

品川区長

様

品川区職員互助会  
会 長

年度品川区職員互助会補助金の交付申請書

品川区職員互助会補助金交付要綱に基づき、下記の金額について、関係書類を添付し、交付申請いたします。

記

1. 申請金額

2. 添付書類
- (1) 年度一般会計歳入・歳出予算書
  - (2) 年度品川区職員互助会事業計画書

以上

担当  
品川区職員互助会  
内線

第3号様式

第 号  
年 月 日

品川区職員互助会  
会長

様

品川区長

年度品川区職員互助会補助金の交付決定額について（通知）

年 月 日付品職互収第 号で交付申請および請求のあったことについて、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定額
2. 交付時期

以上

担当  
人事課職員厚生係  
内線

第4号様式

第 号  
年 月 日

品川区長

様

品川区職員互助会  
会 長

年度品川区職員互助会補助金変更申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった品川区職員互助会補助金を別紙のとおり変更申請いたします。

記

1. 変更内容

2. 主な理由

以上

担当  
品川区職員互助会  
内線

第 5 号様式

第 号  
年 月 日

品川区長

様

品川区職員互助会  
会 長

年度品川区職員互助会一般会計事業実績・収支決算書の報告について

当互助会の 年度分決算関係書類を下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業実績報告書 別紙のとおり
2. 一般会計収支決算書 別紙のとおり

以上

担当  
品川区職員互助会  
内線